平成 22 年 (行ウ) 第 20 号 公金支出金返還請求事件 原告 渋谷登美子 外 2 名 被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面(1)

平成 22 年 12 月 15 日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

 $\mp 190 - 0012$

東京都立川市曙町二丁目 31 番 15 号 日住金立川ビル4階

西東京共同法律事務所

T E L 042 - 519-3120 F A X 042 - 519-3130

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐 竹 俊 之 弁護士 太 田 伸 二

- 第1 本件契約に基づく違法支出について
- 1、答弁書に対する認否
 - (1) 答弁書第2の4中の、訴状第4項(1)中の平成11年の欄中、H11・6・25の6500円、H11・6・17日の不支給、平成13年の欄中H14・3・28の5500円の不支給、平成14年の欄中H14・7・15の6500円の不支給については認める。
 - (2) 答弁書 4、(4)は、甲 117 号証より事実と異なる。後述するが、嵐山町職員は平成 21 年 1 月 30 日に明らかになった訴外松本美子議員(以下、訴外松本とする)の吉田集会所管理人請負のことについて、埼玉県市町村課に照会したときに、本件についても照会している。被告に原告渋谷登美子(以下、原告渋谷とする)が昨年の吉田集会所管理人請負を非公式に処理した時点で同時に、処理すべきであったと指摘したため、改めて、職員が本年 1 月 12 日、市町村課に照会したものである。埼玉県市町村課は、法 245 条の 2、245 条の 3 に反し、不適当な法 92 条の

2 の解釈を指導し、嵐山町職員は、嵐山町議員に、不適当な指導の情報 を提供している。

- 2、答弁書第3、法92条の2の解釈についての反論
- (1)法92条の2に関して、被告はこの規定に該当するか否かは、法127条により議会がこれを決定するのであり、被告が判断するものではないとする。また、これらは議員の身分に関する規定で、この条文への違反と財務会計行為である本件支出の違法とは、関係がないと主張する。

しかしそのような解釈は、同法の解釈を誤っている。

- (2)法92条の2は、議員の請負禁止・兼業禁止の規定であり、127条は 議員の兼業禁止規定に該当した場合その他の議員の身分に関する規定であ る。両規定は趣旨や目的が異なる。
 - 92条の2は、地方議会議員が、当該普通地方公共団体との間に請負関係に立ったり、当該普通地方公共団体との間に請負関係に立つ会社その他の法人の役職員であることによって、その利害関係から議員としての活動の上で不正の考慮が生じやすく、その職責の公正な遂行が妨げられる危険があり、住民の不信を生ぜしめることになるので、そのような危険や不信を排除するための規定であるといわれている。

この規程は同法142条において、普通地方公共団体の長についても兼 業禁止が定められている。

これらの規定は、議員や長としての公正な職責の遂行、住民の信頼も確保する必要と共に、普通地方公共団体の支出の健全化も確保する必要から定められていると考えられる。長や議員が普通地方公共団体の財政を食い物にする、という事態を事前に防ぐ必要があるからである。

(3)ところで、92条の2に違反した場合、127条によって、出席議員の 3分の2以上の多数により失職が決定することになるが、これは92条の 2違反の事態に対して、92条の2は議員の身分の保持要件であり、これ に反した場合には議会の手続きを経て失職するものとして規定されている。 被告は、この規定に該当しないならば、92条の2違反は生じ得ない(出 席議員の3分の2以上の決議がなければ、92条の2違反の事実はない) と主張しているようだが、そのような法構造にはなっていない。

127条はあくまで議員を失職させるか否かの手続きを定めており、その要件として出席議員の3分の2の多数が必要になるが、出席議員はこの際、法92条の2に違反する事実が存在するかという判断と法127条に基づいて失職をさせることが妥当かという違法の政治的判断の2つの判断が求められている。当該議員が兼業していたか否かについては、事実問題として127条4項により118条5項6項が準用されて、上級行政機関に

審査請求ができ、更にその裁決に不服があるものは裁判所に出訴することができることになっている。

つまり最終的には、裁判所が失職決定の合法違法を判断することになる。 ここで裁判所は、失職決定の政治的な当不当を判断するわけではなく、3 分の2以上の決定の前提となる兼業禁止規定に違反したか否かの事実問題 及び決定に至る手続き問題の合法違法を検討することになる。

結局、92条の2の兼職禁止規定に抵触するか否かは、裁判所によって 定められる、事実問題なのである。

(4) ところで、同法が禁止する「請負」であるが、全国町村議長会編集の「町村議員必携」(以下、必携とする)(甲123)において次のように解説される。

「地方自治法92条の2は、民法上の請負よりも広く一般にとらえるべき こととされ、民法上のさだめよりも請負の範囲が広く、住民の代表者で ある議員が町村と特殊な関係を持つことによる不祥事を未然に防止し、 町村の事務執行の客観的公正さを担保しようとするものである。

法で禁止されているものは

- (1) 当該地方公共団体(町村)に対し、請負をするもの及びその支配人になること(町村に対する個人請負)
- (2) 主として(1)の請負をする無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準ずべきもの、支配人及び清算人になること(当該請負法人の役員就職)

ここにいう「請負」は、民法上の請負よりも広く解されており、「請負」に該当するかどうかについては<u>その関係が経済的あるいは営利的であること、継続的又は反復的であること等がその判断の基準とされている</u>が、具体的には議会がこれを決定することとされており、法第 127 条 1 項の規定より三分の二以上の多数により「該当する」と決定したときは、当該議員はその身分を失う。」

「兼業の禁止には、

個人請負の禁止

法人請負に関する禁止

の二つがあって、さらに細かな制限をしている。

まず、「請負」には、民法で規定する通常の請負のみではなく、商取引契約に含まれることがあることに注意を要する。すなわち、物件や労力などを供給する契約であっても、それが経済的・営利的な取引契約であって、しかも一定期間にわたる継続的・反復的なものであれば、これに該当する。したがって、工事請負契約のように判然としている場合は問題はないが、商取引であるときは、

- (ア)営利性がある契約であるかどうか。
- (イ)一定期間継続してなされる契約か、又は反復して行われる契約であるかどうか。
- (ウ)契約内容の自由が前提になっての契約であるかどうか
- (エ)直接契約であるかどうか

などについて実態をよく確かめて総合的に判断する必要がある。そして、 個人請負の場合は、金額の多寡には関係ないが、法人の場合は問題がある。

(中略) さらに 請負禁止については、過去に請負の事実があって、 現在はその事実がなくても、その事実があったことを確認して決定すれ ば、その瞬間から、議員の身分を失うことになる(もちろんその議員の 任期中の行為が対象で合って、任期前の行為は対象にならない)」(第 4 編第 5 章「資格の決定」P307(2))

以上の通り、本件契約が92条の2における「請負」に該当するか否かは、その契約内容や期間、経緯などを総合的に判断して、法の趣旨である議員の職責の適正な行使、住民の信頼、財政の健全な支出という目的に抵触する契約であるか否かを判断する必要がある。

後に詳述する。

3 法92条の2違反の効果

法92条の2違反の事実は、どのような効果を引きおこすであろうか。 前述のように、127条によって出席議員の決議があれば、議員の失職 という効果をもたらす。同法104条によって関係を有しなくなった旨の 届出がなければ、やはり失職する。

行政解釈においては、この92条違反の事実によって、当該請負契約や 法人での就任の効果は、妨げられないと解釈されている。(甲123)

しかし、92 条の 2 違反によって当然に無効な契約にならないとしても、 違法な契約の拘束力を法的に維持させることが、本当に許されるのであろ うか。

たとえば、同趣旨である長の兼職禁止違反の請負契約があった場合、その請負契約が 相場に比して高額な契約であった場合、 長が辞職後も継続する数年にわたる契約で後に必要性も少なくなった場合、 本来競争入札で行われるべき契約であったにもかかわらず、随意契約で締結された場合、など、その契約の効力が妨げられないとするのは、職責の公正さや住民の信頼、地方公共団体の財政の健全化を脅かすものであり、このような契約に強制力を持たせて、契約相手である長(もしくは関与する団体)を保護する必要性に乏しい。

もちろんこのような長の行為の場合には、双方代理・自己契約の問題や

随意契約原則違反の問題も生じるが、少なくとも、普通地方公共団体の支出は適法でなくてはならず、その原因となる支出負担行為は、法令または予算の定めるところにより従い、締結しなければならないのであって(法232条の3) 当該請負契約が違法であれば、支出できないことになる(242条の4第2項)。

長や議員と普通地方公共団体の間の契約であれば、第 3 者が登場する取引安全の原則は働かないし、長らが支配的な役員を務める法人等との契約 もまた保護する必要はない。

前記のように、契約の対価が妥当であり、住民の信頼も失墜せず、財政に負担をかけないような兼業禁止に該当する契約について、どのように対応すべきかという問題は残るが、前記のような問題がある契約さえも一律合法で有効とする必要性もなく、そのような場合は、92条の2に該当する「請負」判断において、契約の拘束力・支出の有効性を判断すれば十分と思われる。

整理するならば、92 条の2違反の契約は、当然無効とならないまでも、 違法な契約であることは疑いのない事実であり、普通地方公共団体の支出 の面から言えばその支出負担行為は違法な契約であって、それに従って普 通地方公共団体は支出してはならない、支出すれば違法な支出となるとい う結論になる。

4 本件訴外松本と被告とのふれあいダンス教室講師職の依頼契約について 被告と訴外松本との間の長年にわたって締結されてきた契約は、訴状で記載した通り、2つ存在する。ひとつは本訴で問題とする吉田集会所で行われる行事の講師依頼であり、一つは吉田集会所の管理人としての依頼である。

吉田集会所の管理人職の請負は、本訴において返還請求等の対象にしていないが、被告と吉田議員との関係を如実にするものとして理解しやすいので、最初に紹介して、その流れの中で吉田集会所における多種の演題・品目にわたる同一人に対する講師依頼、という不可解で不合理な関係の継続という違法な慣行、契約の実態を明らかにして、このような契約に基づく支出は許されないことを明らかにする。

(1) 吉田集会所管理人の請負について

法 92 条の 2 に該当するか否かについては、個人請負の場合、その関係が、 経済的・営利的な物件・労務提供であるか否か、一定期間にわたる継続的・ 反復的なものであるか否かから判断される。この点、平成 20 年度に発覚した 訴外松本の吉田集会所管理人は 100%の個人請負である。通常、被告の運営す る地域の集会所では、管理人は月額の報償ではなく、年間 1 万円程度の謝金 である。訴外松本に対する管理人請負契約は、法 92 条の 2 に該当する違法な ものであったことは明らかである。

しかし、法 127 条 1 項による資格剥奪の要求の申し出をせず議決を経てないので、資格剥奪されていないが、訴外松本が議員であるにもかかわらず町の業務を個人請負していたことが明瞭になった途端に、議員辞任ではなく嵐山町が兼業している吉田集会所管理人の個人請負を解消し、なかったものにしており、平成 21 年 4 月から平成 22 年 1 月までは、会計処理上は、管理人不在の処理をしたのである。財務会計行為には該当していないが、事実認識では法 92 条の 2 に違反していたのである。

被告が法規範として遵守すべき政治倫理条例第8条は法92条の2の規定を遵守し、業務委託契約を辞退するものとしている。ただし、規則で定めるものについてはこの限りではないとし、規則第5条の除外規定は、学校等で扱う物品の販売委託契約、広域公共事業で行う物品の委託販売契約、税金及び公共料金等の取り扱い業務委託契約の3点を例外としている。吉田集会所管理人事業の請負、講座講師請負については除外規定には定めていない。学校等で扱う物品の販売委託契約、広域公共事業で行う物品の販売契約、税金及び公共料金等の取り扱い業務委託契約については、共に営利的であるが除外している。従って、吉田集会所管理人請負は当然のことながら本件についても除外規定に定めておらず、法92条の2に該当し、財務会計上の行為に該当する。吉田集会所管理人請負の管理人謝金支出は、平成20年3月のことであるため、住民訴訟は提起できなかったが、いまだ、法127条の議決を求めることができる法92条の2に反する事実である。

(2) 本件ダンス講師請負について

ア、経済的あるいは営利的なものか否かについて

吉田集会所ふれあい講座講師報償費は、訴外松本個人の利益として松本美子個人に支払われている。講師として教えたことにより報償費が支払われているので経済的行動である。被告は訴外松本に支払う報償を10%の所得税分を源泉徴収して支出しており、金額の多寡にかかわらず、相手方松本美子訴外松本の収益として経済性がある。

ところで、訴外松本の吉田集会所ふれあい講座講師は2時間で1万円の謝金であり、時間報酬にすると1時間5000円である。この金額は、被告嵐山町公民館教室講師謝礼や活き活きふれあい講座「なごみ」の講師謝礼半日で7千円、1時間3500円に比して、何ゆえかこれだけ高額である。

甲 69 号証の公民館教室 21 年度分は民謡教室関根弘子は 1 回 7 千円で 4 回 謝礼は 2 万 8 千円、ダンスセラピー教室久保清は、1 回 7 千円で 6 回で 4 万 2 千円、3B 体操教室の竹内美恵子は、東松山市在住(東松山市は範囲が広く川 越寄りであると自動車で往復 1 時間は必要になる)なので交通費込みで、1 回1万円で6回で、6万円である。初心者ピアノ健康教室引田恵子は1回7千円で5万6千円である。同20年度分は楊名太極拳教室の田中和子は1回7千円で6回で4万2千円、フラダンス教室の鶴ヶ島市在住の鈴木君代は、鶴ヶ島からの交通費込み(自動車で往復1時間30分程度)で1回1万円で6回で6万円。ストレッチ体操教室の久保清は1回7千円で8回で5万6千円、健康吹き矢教室の中野恵子は1回7千円で4回で2万8千円である。公民館講座では、町内の人1回7千円、町外の人1回1万円との講師費用の差は、交通費と嵐山町中央公民館への往復の時間を加味しているかいないかの金額である。

ところで、訴外松本の自宅と人権教育推進事業ふれあい講座健康ダンスと健康教室の実施場所である吉田集会所との距離は 50m ないと思われる。(甲128)したがって、交通費と往復の時間を加える必要はない。

甲70号証の活き活きふれあいプラザなごみ事業は、社会福祉協議会への委託事業であるが、講師料は町内町外とも2時間7千円で、フラメンコの西村さゆきは総数は10回であるが、4回サービスで、6回の講師料で4万2千円、3B体操の竹内美恵子は、6回で4万2千円である。自彊術の宮崎志計子は、6回で4万2千円である。

講師謝礼については、営利性に関して、実費程度が判断できないために営 利性判断は困難である。

しかし上記のように、他の嵐山町講座講師と 1 時間あたりの謝金額を比較すると 1 時間 5000 円は、他の嵐山町講座講師 1 時間 3500 円の 1.4 倍であり、 1 時間 1500 円は他の講座と比較すると合理的な理由がない限り不当性は明らかで、議員の資格を背景にした違法性の高い契約であると判断されざるをえない(甲 69,70)。なぜなら、他の講師は、議員だから訴外松本のダンス講師の謝礼は高額なのだろうと評価するし、これが被告町と議員の癒着関係にあるために、やむを得ないと議員の職責の公正さ、町の適正な支出への信頼を疑わせるものだからである。

イ、一定期間継続してなされる契約か又は反復して行われる契約か。

本件については、平成 20 年度は健康ダンス教室を嵐山町人権教育推進事業の講座として、講座の開講から閉講まで 23 回行い、閉講の発表会を行うことで終了するものであるから、一定期間継続されて行われている。平成 21 年度健康ダンス教室は、開講式から閉講式までに計 18 回、健康教室については開講式から閉講式まで計 5 回の講師を請負っており、一定期間継続してなされる契約である。

反復性とは同じことを何度も繰り返すという意味である。自治体の会計は、 単年度で行われる。単年度の講座講師を平成11年以前より繰り返しているの で反復性がある。情報公開請求によると、訴状の通り、訴外松本の吉田集会 所の講師については人権教育市町村推進事業として平成11年度下半期分として70,000円を平成12年3月15日に嵐山町が支出する支出する支出負担行為兼支出命令書がもっとも古いもので、それ以降毎年、支出負担行為兼支出命令書が保存されている。嵐山町情報公開文書のうち、会計文書は保存期間が10年であるため平成11年度分下半期分から明らかになったものである。過去にどのような講座が開催されていたかはわからないが、吉田集会所で町主催事業のダンスに係る講座と手芸講座、健康教室講座が、訴外松本を講師にして開催されていたことが推測でき、反復性があるということができる。

ウ、契約内容の自由が前提になっているか否かについて

本契約については、ダンス教室の講師など訴外松本の特殊技能により同人しかというものではなく、逆に訴外松本にダンス講師の資格があるか否かの確認さえ、なしえていない。本件契約は、特定の土地の売買等ではなく、町から委託されたら断ることができない保育事業でもなく、訴外松本が請負をしようがすまいが、他の講師を依頼しても嵐山町人権教育推進事業に影響がないので契約自由が前提になっている。

工、直接契約であるか否か

嵐山町支出負担行為命令書より、嵐山町は訴外松本の銀行口座に支払っているので訴外松本が直接引き受けている請負事業である。

上記より、本件講師依頼は、法 92 条の 2 違反に該当し、政治倫理条例第 8 条にも違反するので、この違法な債務負担行為による支出は、違法な財務会計行為に当たる。

(3)被告主張の行政実例の基準よりの事実認識について

- ア、埼玉県市町村課が事前に示した行政実例は、『囲碁の有段者である某議員が町の社会教育の一環である囲碁教室(開催日数 10 日間)の講師に依頼された。町当局では、謝礼を支払う予定でいるが、法 92 条の 2 に抵触しないかとの問いに講師としての謝礼を支払っても右行為に営利性が全く存在しないので、兼業禁止規定には該当しないと解する』との回答というものだが、有段者による社会教育の一貫としての謝金価額については記されていない。行政実例では囲碁の有段者が 1 年間に 10 日間のものが基準となっている。
- イ、本件について訴外松本の講師としての芸の到達度は不明である。インターネットで検索すると健康ダンス指導士は、ダンススクール協働組合連合会によって認定事業となっているが、社交ダンス、フラメンコ、フラダンス等の「基礎的、専門的知識」と「指導経験」を有し(実績カリキュラムという)且つ、健康ダンス指導士取得カリキュラム」講座を受講終了する

ことが必要である。訴外松本の健康ダンス習得の履歴は不明であるが、平成 20 年度は 23 回、平成 21 年度は、18 回、健康ダンスを指導している。

訴外松本の講座内容から判断すると、健康ダンスは歌謡曲に付けて踊るもので、新舞踊とも呼ばれるジャンルである。新舞踊には名取り制度もあるが、訴外松本の芸の到達度は不明である。芸についての講師依頼と講師選択の判断は、その芸の到達度と社会的認知、師弟関係、講座のあり方によって決定されることが通常である。被告が訴外松本に対して、他の講座講師の謝礼より高額な謝礼を支払っていた合理的な理由を、訴外松本の芸の到達度・社会的認知度と同様の嵐山町近隣の健康ダンスあるいは新舞踊の講師の平均的 1 時間の謝金と比較し、金額が不合理に高額でないことを示すべきである。

なお、訴外松本は、平成 17 年第 4 回定例議会の一般質問より甲 84 号証 87 ページにおいて、吉田集会所のふれあい講座講師謝礼が、公民館事業の講師謝礼よりも高額であることに気づいていなければならない。訴外松本がこの質問をした理由は、平成 16 年度まで吉田集会所ふれあい講座は、単価 1 万 5 千円であったものが、平成 17 年度より 1 万円に引き下げられたことによるものと思われる。

その当時の議会の一般質問のあり方は、3回質疑3回答弁であるため、第一回目の小林一好生涯学習課長(当時)の答弁に対し、単価1万円の講師謝金は、他の公民館事業よりも3千円高額であることを指摘し、他の公民館講座の謝金を値上げするか、ふれあい講座の謝金を公民館講座と同額にするかの指摘を行っており、嵐山町生涯学習課において改正されており、平成20年度、21年度共に単価7千円であるならば、その差額について営利性がないといえることも考えられる。しかし、問題が発覚してから議会文教厚生委員会より謝金に差があることを指摘し、今年度からは、改正された謝金が支払われる予定であるが、これは、被告においても平成21年度までの講師謝礼は、合理性がないことを認めていることを示している。(甲112、甲113)

又、嵐山町教育長加藤信幸が、健康教室講師に依頼したことの根拠は、 訴外松本は看護師、栄養士、運動指導士でもないため不明である(甲 125、 126)。受講者を吉田9区住民に限定した健康教室は5回開催されているが、 健康教室に参加している他のものは嵐山町職員である。他の健康教室では、 元気はつらつ教室(なごみ)は栄養士が単価7900円、なごみ健康・運動教室 は運動士単価7900円、看護師、やすらぎ元気はつらつ教室看護師、シニア いきいき講座はボランティア謝礼1000円、ふれあいの会は運動指導士単価7900円、看護師単価6000円(甲70)であり、吉田9区対象の健康教室で で訴外松本を講座講師とする根拠、しかも講座講師料10000円の根拠は不 明である。人権教育推進講座としての健康教室を訴外松本が町職員と交渉 し健康教室講師受任を働きかけたことも疑われる。被告は、健康教室講師 に訴外松本に依頼したその具体的根拠を示すべきである。

ウ、訴外松本は、部落解放同盟埼玉県連合会が主催した埼玉県教育集会所連絡協議会で、平成22年3月24日に吉田集会所運営委員会副委員長として、集会所講座について発表している。また、比企郡市人権対策協議会が主催する人権フェスティバル、埼玉県が主催する人権・同和県民の集いで健康ダンスを発表している。訴外松本の講座は、自らが企画する吉田集会所事業の講座で、部落解放同盟埼玉県連合会が行政に働きかけて行政等が開催する事業に参加する演目を参加者4名が練習し、衣装をつくり、発表し、その過程で講座参加者が場と時間を共有することで絆を深める効果を求めるものである(甲124)。

その過程に対し、嵐山町教育長加藤信幸が訴外松本に講座講師を依頼し、(甲 125、126)、講座受講者を募っているのである(甲 127,)。訴外松本の講座の受講生 4 名の活力を生み出すものとしても、所属団体である部落解放同盟埼玉県連合会が主要目的とする人権フェスティバルや県民の集い事業で参加し舞台発表するものであって、それに対し他の嵐山町講師謝金の1.4 倍の謝金を支払うものである。訴外松本は、議員でありながら、被告私的諮問機関の町立吉田集会所運営委員会の副会長として、吉田集会所ふれあい講座の企画を行う側におり、3 重に訴外松本とその所属団体に便宜をはかる事業を行うことができる。嵐山町の事業を評価する側(議員)と評価される側(講座講師)と企画者(町立吉田集会所運営委員会副委員長)が同一であり、訴外松本のそれぞれの役割毎に報酬・報償を受領しておりボランティア性が高い講座講師受諾とはいえない。

工、営利性は、原価に比較してどれだけ利益率があるかである。原価不明であるため、嵐山町の他の講座と比較すると、訴外松本の講座講師謝金は2時間10000円であり、健康ダンス教室を平成20年度は23回、平成21年度は18回と健康教室講座5回であり、一方、公民館講座や他の講座では町内に居住する講師は2時間7000円の謝礼で通常6回、多くて8回が限度である。

本件については囲碁の有段者による講座講師の行政実例による法 92 条の 2 の解釈を適用することはできない。

これについては、行政実例の法的あり方として、次に議論する。

- 5、地方分権一括推進法制定後の行政実例と自治体の条例
- (1)1999 年に施行された地方分権一括推進法制定後、法 245 条で、国と地方 自治体との関係が明瞭にされた。

法 245 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」と定めており、国、都道府県は、嵐山町に対して法令以外では指導できない。法 245 条の 3 では、関与の基本原則を定め、国は、普通地方公共団体がその事務の処理に関し普通地方公共団体に対する国、又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達するために必要最小限度のものとするとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。」と定めている。

被告嵐山町職員は、埼玉県市町村課に照会を求める際、嵐山町議会が制定した議員政治倫理条例の存在を知らせておらず被告職員の一方的な問合せに対しての情報提供である。被告ならびに職員は、嵐山町職員として法 92 条の2 を条例化した政治倫理条例によって法 92 条の2 を解釈する責任を放棄し、埼玉県市町村課に指導されたと責任転嫁している。

- (2)注釈地方自治法 P5757(第一法規、編集成田頼明、園部逸夫、金子宏、 塩野宏、磯辺力、小早川光郎)には、関与の法定主義の射程として、
- 「この点で問題となるものに普通地方公共団体の職員から法令等の解釈に関する照会に対して回答する行為がある。職員が、地方公共団体の担当者から、所管法令の解釈等について照会された場合に回答する行為は、『国が一定の行政目的を実現するために地方公共団体に具体的かつ個別的に関わる行為としての助言、勧告というべきではなく、私人等から照会を受けた場合に回答する行為と同様に、情報提供の一貫としてなされるものである限り、法律またこれに基づく政令の根拠に根拠がなければ出来ないものではない。という見解がある。・・・だが、情報提供を通じて又は情報提供の場において、事実上の関与がなされる可能性があることにも注意しなければならない。そもそも、関与と情報提供の違いはかなりの程度相対的である。・・・この点で、本来、地方公共団体の職員は安易に国または都道府県に頼るべきではないし、かりに情報提供が必要な場合には法245条の4及び252条の17の5の所定の技術的助言・勧告または情報の提供の要請という正規のルートを通じてそれを求めるべきであろう」と記されている。

当然ながら、被告の主張は、県の回答が該当しないといっているから、該当しないのだという、理屈にも何もなっていない主張である。きちんとした 法的見解を述べるべきであろう。

(3)甲117号証より、本件についての埼玉県市町村課への照会は、法245条の4による正規のルートを通じて求めたものではなく電話による照会と判断する。その回答については、単に被告主張の行政実例の情報提供だけでなく、

法令に基づかない埼玉県市町村課の解釈を、安藤實総務課長が埼玉県市町村課の指導として議会運営委員会で伝え、嵐山町議会議長・訴外松本・嵐山町議員の多くが鵜呑みにしたこと(甲90、甲114、甲117、甲121、)より、嵐山町議会政治倫理条例第14条を否定する結果につながったといえる。そのような照会を行った職員を指揮・監督する者として、被告の責任は大きい。

6、法92条の2を条例化した嵐山町議会議員政治倫理条例

- (1) 嵐山町議会議員政治倫理条例の制定過程について
 - ア、平成 18 年 10 月から、嵐山町議会では、政治倫理条例を策定することが 課題となり、当時の議会運営委員会においてその案を策定することになっ た。当時の議長は、清水正之議員であり、当時の議会運営委員会は、秋葉 臣穂議員が委員長で、根岸豊議員・川口浩史議員・藤野幹男議員・柳勝次 議員・河井勝久議員・訴外松本・原告渋谷がメンバーであった。嵐山町議 会議員政治倫理条例案は、新宿区議会議員政治倫理条例をたたき台にし、 委員の発言から原告渋谷がたたき台を修正し、議論していく中で策定する 手続きであった。
 - イ、嵐山町議会議員政治倫理条例策定中の争点は、 政治倫理条例の7条・8条の対象を議員本人・同居の親族にするか、議員の2親等の親族までを対象にするか、 議員は補助金団体の長を辞する条文を加えるかであった。原告渋谷は政治倫理条例案策定中に、訴外松本が法92条の2に抵触する請負の本人であることや地域代表として吉田集会所運営委員会、嵐山町人権教育推進協議会委員に就任していることを承知していなかった。その一方嵐山町の事業を請負っている2親等以内の親族のある議員や2親等内の親族が補助金団体の長に就任している議員の存在は推測していた。
 - ウ、 議会運営委員会案は、パブリックコメントの聴取などを経て、平成19年6月定例議会に上程された。しかし、安藤欣男議員らによって政治倫理条例第8条の請負の範囲を議員の2親等以内の親族から、議員本人と同居の親族の定めに修正し、補助金団体の長を辞退する条項を削除した修正案がだされ、訴外松本が修正案に賛成し可決された経過がある。

訴外松本は嵐山町議員であり、政治倫理条例策定に係わった議員であり、 政治倫理条例を知らないという言い逃れは出来ない。

7、政治倫理条例違反による違法な財務会計行為について

(1) 訴外松本は、今期の議員として当選証書をうけとり、議員期間が始まった平成19年10月16日からにから30日以内に、議会政治倫理条例第8条にしたがって、嵐山町議会議長に吉田集会所管理人請負ならびに人権推進教育ふれあい講座講師に就任していることを届け、辞退しなければなら

なかったが、故意ないしは過失によって怠っていた。

(2)本件が財務会計上の違法性に当たるか否かについては、訴外松本の故意 ないしは過失で政治倫理条例第8条2項を怠っていることより、被告が訴 外松本に講師を依頼しその結果として謝金を支出しているため、財務会計 行為にあたる。

議会での処理を求めるために政治倫理条例第 14 条に従って、政治倫理審査を求めた原告渋谷及び川口浩史議員の政治倫理審査請求を、埼玉県市町村課の法 92 条の 2 の解釈の情報提供に左右された藤野幹男議長の政治倫理条例第 14 条 3 項に反した不作為によって、政治倫理審査会への審査請求がなされなかったため、原告らは監査請求を行い住民訴訟への展開しており、平成 20 年度分 23 万円についても住民訴訟の 1 年以内の条件に該当している。

(3)政治倫理条例は、法92条の2に違反を、嵐山町議会政治倫理審査会に審査を求めることで治癒できる仕組みを新たに制定したものである。

しかし、嵐山町職員、埼玉県市町村課による法 245 条の 2 に反する情報 提供による嵐山町への関与より、藤野幹男議長が条例第 14 条に反し、政治 倫理審査会に審査を求めない違法があるため、政治倫理条例第 8 条に反し ている訴外松本に対して被告が講師謝金を支出した違法性の判断を求め、 法 242 条の 2、1 項 4 号による不当利益の返還を被告が命令することを求 めるものである

第2 本件提訴に至る経緯の詳細

訴外松本の「請負」をめぐる処理の実態について

- (1) 吉田集会所管理人請負の表に出さない処理について
 - ア、平成 20 年度決算書中の報償費及び公共事業の随意契約に関し、決算 審議時には審議できなかった点について、試行的に議会議員の自由討 議を行うこととした。(甲 97)。その席で、金丸友章議員より吉田集会 所管理人事業は、他の集会所と異なり、なぜ謝金をだすのかという指 摘があり議論になった。その場では、訴外松本が、吉田集会所管理人 事業を請負っていたことは判明していなかった。
 - イ、甲 97 号証には訴外松本の不規則発言は掲載されていないが、怒声と もいえる不規則発言が多く、座席指定で訴外松本の隣席になる原告渋 谷には、議論が聞き取れない部分が多かった。そのため、原告渋谷は 休憩時間中に、それまで行われていた議論を確認しなくてはならない

ほどであった。

休憩中に柳勝次議長(当時)から訴外松本が吉田集会所管理人であるという話があり、当日午後、原告渋谷及び川口浩史議員は、訴外松本が吉田集会所管理人を受諾していること、吉田集会所管理人は、代々、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長が就任していること、訴外松本が部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長に就任したときよりであることを、田幡幸信生涯学習課長から聴取した。また、このことは、新人議員(青柳賢治議員・金丸友章議員・長島邦夫議員・畠山美幸議員)及び原告渋谷以外の議員は、承知している事実あるいはうすうす気づいている事実であることも明らかになった。

ウ、原告渋谷は吉田集会所管理人事業の担当である田幡幸信生涯学習課長(当時)に法92条の2に抵触することを告げ、又、安藤實総務課長にも確認するように告げた。また、柳勝次議長にも法92条の2に抵触する事柄であることを知らせた。

嵐山町議員 14 名のうち 9 名が、訴外松本の吉田集会所管理人事業の請負を知りながら、法 92 条の 2 に抵触することに気づいていなかったこと、被告・町職員が気づいていなかったことより、訴外松本の所属する団体である部落解放同盟埼玉県連合会による嵐山町議会議長・被告との交渉、それに対応するための職員の過重な負担、原告渋谷の議会活動への影響が予測されることなどから、原告渋谷はこの時、不本意ながら法令の手続きに則った違法性の治癒ではなく、表にださないで違法状況を正すことを選択したのであった。

- 工、原告渋谷もそう考えたように、この問題について公式に処理した場合、訴外松本がとるリアクションによって大きな影響が生じると推測されることは、議員・職員とも暗黙の了解事項であったといえる。そのことは、原告渋谷が柳議長に対し、監査請求や政治倫理条例の活用もあると話したとき時、町は後が大変だし、長年92条の2違反を行っていたことがわかることは恥であるとの対応があったことからも分かる。また、安藤實総務課長は、後日、原告渋谷に「ありがとうございました。そっと処理しないと後がたいへんだから」「あとがわからないので、しかたない」との趣旨のことを述べていた。
- オ、平成 21 年 2 月 2 日、原告渋谷、柳勝次議長(当時) 田幡幸信生涯 学習課長(当時) 杉田議会事務局長の 4 人で協議し、 2 月より地域の 人に 1 ヶ月 2 千円で吉田集会所管理人事業を依頼すること、平成 20 年 度 4 月から平成 21 年 1 月までの管理人報償は支払わないこと、他の議 員には訴外松本の法 92 条の 2 に抵触する事実があるが、表にださない で処理することを個別に連絡すること、訴外松本には、柳勝次議長、

杉田豊議会事務局長が、これまでの扱いが法 92 条の 2 に抵触していたことを告げると決めた。

後日、柳勝次議長より原告渋谷に対して、被告が訴外松本との話し合いに同席する旨を話したが、訴外松本よりそれには及ばないと対応したという報告があった。このことから、被告がその経過を承知していることは明らかである。

(2) 訴外松本の故意・過失

ア、訴外松本のダンス講師請負の発覚とそれ以後の経緯

本年 1 月 7 日、嵐山町の新年祝賀会において、原告渋谷と町民との 雑談により、訴外松本が人権教育推進事業の健康ダンス教室の講師受諾 により謝金を得ていることが明らかになった。

原告渋谷が大塚晃生涯学習課長(現在)に上記の事実を確認し、杉田豊議会事務局にその事実を知らせた。原告渋谷の「訴外松本の健康ダンス講師請負について知っていたか。吉田集会所管理人の問題の時点でなぜ一緒に処理しなかったのか」との疑問に対し、杉田豊議会事務局長は、訴外松本の講師請負については知らず、吉田集会所管理人事業請負についての処理時、他にないか聞いたが訴外松本はもうないと言っていたと答えた。

期日は定かではないが同年1月12日頃、被告に、原告渋谷が役場1階で行き会ったため、訴外松本の法92条の2抵触の事実についてを知らせ、今回が2度目であるから表にださない解決はしないこと、監査請求あるいは政治倫理条例を活用することを告げた。

その後、杉田豊議会事務局長より原告渋谷に対し、安藤實総務課長が、県に対して議員の講師謝礼について問い合わせ、法 92 条の 2 に抵触しないとの行政実例の情報提供を受けていたによる指導があったことの釈明があったと知らされた。しかし、同講師の受託が法 92 条の 2 に抵触する事実を安藤實総務課長らが前記(1)の時点で埼玉県市町村課の情報提供である行政実例にのみ従い、政治倫理条例違反に気づこうとせず、しかも政治倫理条例の存在を知らせずにダンス講師について法 92 条の 2 に抵触するか否かについてのみ照会したという釈明は杉田豊議会事務局長のほかにないかと尋ねたことも併せ考えるとれて自然である。政治倫理条例 8 条に従うと訴外松本からの辞任の申し出がなければ、職員から指摘することを差し控える判断であったと推測する。その理由として訴外松本の部落解放同盟嵐山支部長としての実益である吉田集会所管理人(年間 21 万 6 千円)、訴外松本の趣味による充実感と実益をかねた講座講師(年間 23 万円)共違法では、訴外松本の所得は年間 44 万 6 千円少なくなること、平成 21 年度より同和地区住

民の減免制度を廃止するため、訴外松本が減免申請をしている場合、 訴外松本の減免額(上限額 5 万円)がなくなることへのリアクション を少なくするためであることが考えられる。

イ、町の人権政策とそれに対する訴外松本の関係

訴外松本は、部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部長である。訴外松本には、その議会活動において、町の同和政策に批判的な質疑をした議員に対し、差別者としてレッテル貼りをするような言動がみられた。

嵐山町は、人権政策として、昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法、昭和52年の地域改善対策特別措置法、昭和62年に制定され、平成14年に終結した地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を独自政策として続けている。そして、嵐山町は、比企郡市同和対策協議会に参加し、参加市町村と歩調をそろえた政策を続けている(甲101)。

参加市町村のうち、歴史的に被差別であった地区に居住する人に対しては税の減免措置があった。嵐山町でも、平成 20 年度まで、嵐山町では部落解放同盟嵐山支部長を経由して、税の減免申請を行うと、税が減免される制度があったが、比企郡市同和対策協議会で同和地区のある市町村は、協議し、一定の段階を経て制度を廃止した(甲 102)。

このように、歴史的に被差別であったことに対しての特別措置を続けている嵐山町においては、公平性を欠く政策がある。そのため、議会において上記のような人権政策に批判的な質疑がなされることがあったが、訴外松本はその質疑に対して「差別発言」という動議をだし、議会を中断させ、所属団体の部落解放同盟埼玉県連合会による町との交渉を意識させる言動発言を行った。

過去の例では、川口浩史議員による質疑で、訴外松本から差別発言であるという動議が出され、議会が中断し差別であるか否か調査の時間がとられた。さらに、後日、訴外松本が、その所属する団体である部落解放同盟埼玉県連合会の会員と共に、被告ならびに嵐山町議長を訪れるという行為が何度かあった。

また、最近では、以下の例がある。

平成22年3月定例議会の予算特別委員会での質疑で原告渋谷が「水平社運動があったのが1929年ですか、大正11年だったと思うのですけれども、水平社運動が起きてからそれなりの動きがあって、被差別部落への差別というのは人権侵害というのは確かにあったと思うのですね。 ・・・・・今の嵐山町の人権教育は同和教育として行われ、人権問題が同和問題として進んでいるのですけれども、・・・」とい

う質疑を行ったところ、答弁が終了した時点で、訴外松本から、「ただいま渋谷委員さんの総括の中でございますけれども、発言の中に差別的なる発言等がございましたので、まず1点は水平社、2点目には被差別部落、あるいは同和部落と、こういったものについては同和地区というものを指す言葉でございます。これは現在はありませんので、この辺のところ審議していただき、正式に取り上げていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします」と動議をだし、予算特別委員会を2時間休憩にし、予算特別委員会委員長に水平社運動・被差別部落・同和の文言が差別用語になるかどうか調査させた。その後、委員会が再開される前に、河井勝久予算審議特別委員長より原告渋谷に協議があった。原告渋谷は訴外松本に陳謝を求めるといったところ、訴外松本を治めることは難しいとの趣旨のことが話され、原告渋谷も陳謝請求を控えた。

再開後、河井勝久予算審議特別委員長より「渋谷登美子委員の発言 の中で、同和教育問題の歴史的経過を説明する過程において、水平社 運動が 1922 年から始まった云々であります。それで、被差別部落はか つて人権侵害があったと思うという内容で、一つの問題として対処し ていくべきだという内容でありました。それで、同和部落の問題とい う発言については一言もありませんでした。私どもといたしましては、 水平社と被差別部落というものが差別用語に当たるのかどうかについ て、いろいろと調べました。調べた内容は、すべての関係書類あるい は関係者に対して調査をしたところ、差別発言とは断定しがたいとい うことで、これも、町もそういう判断をいたしました。委員長もそう いう判断をいたしました。なお、今後使われ方によっては誤解を招く ことになると思いますので、慎重な取り扱いをしていただきたいとい うことをお願いいたしたいと思います。」という報告をした。これに対 して、訴外松本、「大変長時間私の発言に対しまして貴重な時間を費や していただきまして大変ありがとうございました。」と述べている。(甲 103)

平成22年6月3日には、本議会中、議会全員協議会中に不規則発言、 あるいは休憩時間中に「バッグの中にテープを持っていて議員の話を 録音している。」との主旨の発言を訴外松本が行っている。

訴外松本の議席番号は12番、原告渋谷の議席番号は13番であり、常に隣席という位置関係にある。訴外松本は不規則発言で、差別発言があれば、糾弾することもあるという主旨の威嚇をしてきた。このことについて、議会運営委員会で、清水正之議員が藤野幹男議長に対して、清水正之議員が議会中及び、会議中のテープ録音は不適当であるので議長よ

り注意するよう、意見を述べている。(甲104)

ウ、訴外松本の所属団体部落解放同盟埼玉県連合会と嵐山町の関係

訴外松本は嵐山町議会議員であるが、同時に部落解放同盟埼玉県連合会 嵐山支部長として年に3回、嵐山町との市町村交渉を行う。部落解放同盟 埼玉県連合会は、行政に対して年間スケジュールの説明会を開催し、そこ に市町村職員の派遣が要請される(甲 105、106、)。そのスケジュールに 従い、部落解放同盟埼玉県連合会総会、新年旗開き、各種研修会への参加 の要請がある。

また又年3回の市町村交渉にはあらかじめ要望事項が渡され、交渉場所の設定と、対応する職員名の提出及びと交渉日の1週間前にその要望事項に対しての文書回答の提出が求められ、文書回答を見て、部落解放同盟埼玉県連合会比企郡市協議会ならびに同嵐山支部との交渉が進められる(甲107、108、109)。被告は、部落解放同盟の会員の居住地ではない滑川町を会場にして、嵐山町職員等に、会場設営を行わせ交渉に応じている。8月、11月、2月に行われる年3回の交渉の様子は不明であるが、第2次交渉、教育委員会交渉の要求項目より、財政悪化、少子高齢化に対応するため職員の定数削減を進めている嵐山町は、厳しい施策を進めることにならざるをえない。訴外松本は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長であるため、その場に参加しているものと思われる。

情報公開請求による文書開示で明らかになった文書によれば、訴外松本の所属する部落解放同盟埼玉県連合会及びならびに同比企郡市協議会による嵐山町に対しての研修の要請、部落解放同盟主催事業への参加要請について、嵐山町はほとんどの要請に応じている。そのことは、平成21年度決算審議において嵐山町の人権政策の予算のほとんどが、部落解放同盟の要請による事業に支出されていることでも明らかである(甲110)。

情報公開請求によって訴外松本の所属する部落解放同盟埼玉県連合会ならびに同比企郡市協議会による嵐山町に対しての研修の要請、部落解放同盟主催事業への参加要請に対して、嵐山町はほとんどの要請に応じていることが判明した。そのことを公にするため、平成21年度決算審議において嵐山町の人権政策の内訳を質疑し、人権政策の予算のほとんどが、部落解放同盟の要請による事業に支出されていることを明らかにした(甲110)、訴外松本の人権政策について議会で批判的に論じた論者に「差別者」との刻印を押そうとする言動は、議員ならびに職員に、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への施策への批判を黙させる効果がある。議会審査・委員会審査において嵐山町職員は、訴外松本の所属する団体についての質疑では、訴外松本の所属団体にとって不都合と思われることは答弁せず、明

確にしない。平成 22 年 9 月定例議会決算審査特別委員会の総括質疑での 安藤實総務課長の答弁はその典型である。

原告渋谷は、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の被告への要求項目 (甲108の4)を公にする目的で質疑したが、訴外松本にとって公になっ ても不都合でない要望事項しか答弁していない。決算審査特別委員会の最 終日の総括質疑は、質疑の内容をあらかじめ職員が尋ね答弁を準備して臨 むため、訴外松本が代表である部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の要求 事項をすべて示さない理由について疑問が残る(甲111)

原告渋谷が、平成 20 年度以降までの吉田集会所管理人謝金についての被告の違法支出を未然に防ぐため表に出さない処理を選択したのも、訴外松本のリアクションが予測できないため、その影響を避けるためでもある。上記のとおり、訴外松本に対しての違法性の指摘は、訴外松本が部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部長であることより所属団体部落解放同盟埼玉県連合会への働きかけが予測され、過度の精神的負担を避けるため、議員・職員共に違法性を不問にしようとする構造的な背景があり、それは職員・議員間の暗黙の了解事項であった。

(3)議会の対応

ア、 嵐山町議会文教厚生委員会では、平成 21 年 10 月より議会閉会中の特定事件として、「文教厚生委員会にかかる施設と人的配置について」を調査事項としている。原告渋谷は、この嵐山町文教厚生委員会の委員長に就任した。

平成22年1月7日以後、文教厚生委員会の委員に訴外松本の2度目の法令違反について報告し、同年1月22日に「町立吉田集会所」を視察し、各嵐山町の公共施設で実施している事業内容について調査をした。調査した結果、他の公共施設で行っている講座講師謝礼は、町内の人に対しては、午前・午後の半日(概ね2時間)で、7000円であること、町外の人に対しては同条件で10000円であること、各講座は1講座、数回であることが判明した。これに対し、吉田集会所のふれあい講座は、概ね2時間で10,000円の講師謝礼であること、訴外松本が講座講師を請負っていること、その回数が多いことが公的な委員会で明らかにされた(甲112)。

イ、文教厚生委員会は、平成 22 年 2 月 26 日、第 1 回定例議会の委員会報告で町に対して、公共施設の講座講師の謝礼額・講座回数の不公平さの解消等について要望した(甲 113、)。議会文教厚生委員会の設置目的では、訴外松本の法 92 条の 2 抵触や政治倫理条例違反、議員の被告諮問機関・審議会委員就任の申合せ事項違反について審議するものではないため、別途、議会運営委員会での審議を求める予定であったが、柳勝次議会運営委員長は穏便に治めることを望み、表に出す処理に否定的であったため、議会運営

委員会においては、政治倫理条例の改正のみを求めることにし、原告渋谷 は政治倫理審査請求ないしは監査請求によって、訴外松本の不正を正すこ とを選択した。

ウ、 本年 1 月 26 日、議会議員政治倫理条例の改正を議会運営委員会で提案 したが、議長よりの諮問事項ではないという理由で、協議することができ ず、文書で議長に申し入れし、議員全員協議会で、議会運営委員会で審議 するように決め(甲 114、115、116、)本年 2 月 19 日の議会運営委員会 によって審議された。

2月19日の議会運営委員会で、藤野幹男議長は、「実は松本さん、これはよろしくないから辞退してくれよ。報酬をと、そしたら『わかりました』ということだったのです。よく調べていくうちに役場が指示していてそれは違法ではないからとわかって、それを松本さんがしって『私は違法ではないのに、何故辞退する必要があるのか』と逆にそうなった」と話した。そのことより藤野幹男議長は公にしない処理を試みたこと、しかし、埼玉県市町村課の情報提供による嵐山町への事実上の関与により、藤野幹男議長が違法ではないと判断し、そのことが後の政治倫理審査請求権否定のきっかけになっていることがわかる(甲117)。

エ、 2月19日の議会運営委員会では、政治倫理条例の改正は、法令違反の 事実確認が必要であるということより、安藤實総務課長に出席を求め事 実を確認した。安藤實総務課長より「吉田集会所管理人の問題が発生し たときに埼玉県市町村課に、一度問い合わせたところ法92条の2に抵触 しないとの行政実例の情報提供があったこと、が、今回改めて市町村課 に行政実例は古いのではないかと照会したが、その行政実例は生きてい るということで、松本議員がダンス教室を業として講師をやっていてそ の営利の一環として講師をしているのなら営利的な関係になるので請負 の禁止規定に該当するけれど今回講師について営利の目的ではなくやっ ているということになると、それはそういうふうに解釈しない。抵触し ないとあらためて指導をもらった。嵐山町政治倫理条例に埼玉県には知 らせておらず、法92条の2に抵触しているか否かについて照会した」と の主旨の答えであった。清水正之議員の「政治倫理条例違反か否かは議 会が判断するものであったら何らかの調査をしなくてはいけない」とい う発言もあり、議会運営委員会で政治倫理審査請求を行う流れもあった が、埼玉県市町村課の行政実例の情報提供のほか独自解釈による事実上 の関与により、吉場道雄委員による松本美子議員は違反していないとの 発言で、議会運営委員会は審査請求しないことになった。多数決で、吉 場道雄委員が議会運営委員による政治倫理条例改正議案の提出に反対し たため、議会政治倫理条例の改正を議員提案とすることになった経過が ある(甲117)。

- オ、 原告渋谷は、政治倫理条例第 14 条 4 項の定めで、対象事項は 1 年以内のものであるとされていることにことより、訴外松本の報酬受理日である平成 22 年 3 月 5 日以前に提出しなければならないこと、が、審査請求に必要な住民 50 名以上の署名を集める日数が不足することから、議員 2 名で審査会に審査を求めることとした。又、また、請求の時期については、嵐山町議会事務局職員が 2 名であることより業務が煩雑になるため 3 月定例議会中の政治倫理審査会開催を避け、第 1 回定例議会閉会後に審査会を招集することができるように、政治倫理審査請求を 3 月 3 日に行うこととした。
- カ、 審査会への審査を求めた後、藤野幹男議長が、審査会に審査を求めない可能性があるという政治倫理条例の条文の欠陥があることが判明した。政治倫理条例の欠陥とは、議長が審査請求を受理してから、議長が審査会に審査請求を求める期間を定めていないこと、議長が審査請求を却下する場合、その却下の理由を附記して、請求人に文書による説明義務の条項がないなど、議長の裁量の範囲の基準を記してないこと、審査請求の対象が議長である場合を想定していないことなどである。

上記の政治倫理条例の欠陥を修正するため、原告渋谷は審査請求を議長に提出するのではなく、第3者機関の政治倫理審査会に請求できるようにすること、議員は補助金団体の長を辞任すること、議員は長の付属機関の委員に就任しないことなどの条項を加えた改正議会政治倫理条例を議会運営委員会に諮り提出した(甲118、119)。議会審議は平成22年3月19日であったが、改正議会政治倫理条例案は否決された(甲120)、被告は議場に出席していたため上記の経過について不知ということはできない。

キ、 その後、議長が審査請求書を受理した3月3日より62日経過しても、 政治倫理審査会に審査請求を行わず、議長による政治倫理条例第14条の 政治倫理審査請求権の否定が明らかになり、監査請求に切り替えた。同 時に、藤野幹男議長の政治倫理条例14条違反は、町民・議員の政治倫理 審査請求権の否定であるため、6月定例議会の最終日に、川口浩史議員と 原告渋谷とは議長不信任議決を提出したが不採択となった。不採択にい たった議員間の質疑・討論より、訴外松本の所属する議会の会派「政友 会」の議員は、政治倫理条例で保障した政治倫理審査請求権を否定して いることが明らかになった。中でも畠山美幸議員・吉場道雄議員・青柳 賢治議員の反対討論は、条例で保障した審査請求権を否定するものであ る。訴外松本の同和にかかる町政策の批判を行うと「差別者」としての 烙印を押すため被る過度な精神的負担を回避するため、訴外松本の違法 を不問にする議員・職員の暗黙の了解事項を崩し公の処理を求めたことへ非難が集中している。又、柳勝次議員は、「県庁の市町村行政課の見解では、必ずしも違法とは言いがたいとの回答がなされております。県のこうした法的な問題を担当している専門部署の回答ですから正しい判断である」と発言し、埼玉県市町村課の法 245 条の 2 に反する嵐山町への事実上の関与の影響を示し、「審査請求の内容は同和地区への偏見から発想されたものであり、公平性に大きく欠けるものと言える」と論じ、訴外松本の法令違反を審査請求で改める行為を差別行為にすりかえる論理を展開している(甲 121、122)。

ク、 一連の議会の経過より、訴外松本の所属する会派「政友会(安藤欣男・ 青柳賢治・長島邦夫・畠山美幸・藤野幹男・松本美子・柳勝次・吉場道 雄)(嵐山町議員 13 名中 8 名」は、訴外松本を慮り、吉田集会所管理人 事業の法 92 条の 2 違反と同様に公にしない処理を試みたが、原告渋谷と 川口浩史議員が公の手続きによって処理することを選択したこと、埼玉 県市町村課の情報提供の指導による事実上の関与より、公の手続きを妨 げるために政治倫理審査請求書を 3 月 5 日に議員全員に配布し、公式処 理をしない流れをつくろうとしたことが窺える。

(4)被告の法221条の調査権を行使しない理由

被告は、議会のことには関与しないと立場を一貫して主張しているが、職員が、県市町村課の法 245 条の 2、245 条の 3、1項に反する法 92 条の 2の解釈を県に指導されたと議員に伝えることで、議会の判断に事実上関与している。被告には、法 221 条より政治倫理審査会委員への報酬支出の責任がある。又、本訴の論点は、被告の訴外松本に対しての違法支出の返還命令を求めることである。被告の議会には関与していないとの主張は事実とは異なっている。被告は、議長信任・不信任、改正議会政治倫理条例案の議決、政治倫理審査会の審査内容について関与はできないことは明らかであるが、訴外渋谷らが審査請求を求めているにもかかわらず、審査会を召集しながら審査請求を求めず、そのような審査会の委員にも報酬を支出させる議長に対し、調査権限を行使しないことは、その職務の放棄と言わざるを得ない。

被告は議会政治倫理条例を存在しないかのごとく埼玉県市町村課の情報提供の行政実例を鵜呑みにし、訴外松本に、違法な支出を行っている。 被告の法 221 条についての不作為は訴外松本によるリアクションの激し さを連想し、訴外松本による過度な精神的負担を忌避している結果である。

以上